

公益社団法人日本トリアスロン連合

専門委員会規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本トリアスロン連合（以下、「JTU」という。）定款第36条及びJTU細則第12条の規定により、専門委員会及び特別委員会の組織及び運営について定める。

(業務)

第2条 専門委員会は、理事会の決議に基づき、分掌する専門的事項について処理を行う。

2 前項において行った処理は、理事会に報告し、承認を得なければ効力を発しない。

(組織)

第3条 専門委員会は委員長1名、副委員長2名以内及び委員5名以上25名以内によって構成する合議制とする。ただし、委員の数については理事会が認めるときはこの限りでない。

2 委員長、副委員長及び委員は理事会の決議に基づき、会長が委嘱する。

3 委員長は専門委員会を代表し、主宰し、専門委員会が行った処理を理事会に報告する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長が欠けたとき又は事故あるときは代行する。

5 専門委員会の委員は、他の専門委員会の委員を兼務することはできない。ただし、専門委員会の委員が複数の委員会を兼務することを理事会が認めた場合はこの限りではない。

6 専門委員会は、所掌する専門的事項に助言を求めるため、理事会の承認を得てアドバイザーを若干名置くことができる。アドバイザーは複数の委員会兼務することができる。

7 アドバイザーは委員会において意見を述べることはできるが、議決に加わることはできない。

8 専門委員会は、委員長の許可を得てオブザーバーを参加させることができる。ただし、オブザーバーは意見を述べることはできるが、議決に加わることはできない。

(召集)

第4条 専門委員会は、委員長が召集する。

2 特別委員会は、JTU 理事会からの依頼により、会長が委嘱する。

(議長)

第5条 専門委員会の議長は委員長がこれにあたる。ただし、委員長が欠席した場合は副委員長がこれにあたる。

(決議)

第6条 専門委員会の議決は、構成員の3分の2以上が出席し、その過半数をもって行う。

ただし、委任状による出席を妨げない。

2 専門委員会は、書面又は電磁的方法によって開催することができる。この場合において、決議は前項を準用する。

第2章 業務分掌

(専門委員会の設置)

第7条 JTU に次の各号に掲げる専門委員会を置く。

- (1) 総務・財務委員会
- (2) 事業企画委員会
- (3) 国体委員会
- (4) 技術委員会
- (5) 審判委員会
- (6) 指導者養成委員会
- (7) メディカル委員会
- (8) アンチ・ドーピング委員会
- (9) アスリート委員会
- (10) エイジグループ普及委員会
- (11) 高校生普及委員会
- (12) 女子委員会
- (13) 倫理委員会
- (14) 危機管理委員会
- (15) 第三者委員会
- (16) 調査委員会
- (17) コーチ委員会
- (18) 情報戦略・医科学委員会
- (19) トータルサポート委員会
- (20) 日本代表選考規程策定委員会
- (21) 日本代表選手選考委員会
- (22) セミナー・フォーラム委員会
- (23) コンプライアンス委員会
- (24) EDI委員会

(総務・財務委員会)

第8条 総務・財務委員会は JTU が主催する行事の企画・運営、庶務、法制度、式典に関する事項及び JTU の予算、決算、財務管理に関する事項について分掌する。

(事業企画委員会)

第9条 事業企画委員会は JTU 定款第4条に定める事業のうち、他の専門委員会に属しないものに関する事項について分掌する。

(国体委員会)

第10条 国体委員会は 国民体育大会の企画・運営、庶務、法制度、式典に関する事項について分掌する。

(技術委員会)

第11条 技術委員会はトライアスロン、デュアスロン、アクアスロン、ウインター・トライアスロン及びこれらの関連複合競技（以下「トライアスロン等」という。）の大会開催及び競技運営における質的向上に関する事項について分掌する。

(審判委員会)

第12条 審判委員会は、JTU 公認審判員の質的向上、育成及び JTU 公認審判員の拡大に関する事項について所掌する。

(メディカル委員)

第13条 メディカル委員は選手の健康管理及び競技向上のため総合的な医科学サポートに関する事項について分掌する。

(アンチドーピング委員会)

第14条 アンチドーピング委員会は、アンチドーピングに関する普及・啓発、情報収集及び研究に関する事項及びJTU強化指定選手への指導について分掌する。

(アスリート委員会)

第15条 アスリート委員会は、トライアスロン等における選手の権利を守り、社会的な立場を向上できることに関する事項について分掌する。

(エイジグループ普及委員会)

第16条 エイジグループ普及委員会は、エイジカテゴリーにおけるトライアスロンの普及及び選手強化に関する事項について分掌する。

(高校生普及委員会)

第17条 高校生普及委員会は、高等学校等におけるトライアスロン等の普及及び選手強化に関する事項について分掌する。

(女子委員会)

第18条 女子委員会は、トライアスロン等における女性選手の普及及びジェンダーに起因することなく誰もがトライアスロン等を謳歌できることに関する事項について分掌する。

(倫理委員会)

第19条 倫理委員会はJTUの活動に関する関係者の倫理に関する事項について分掌する。

(危機管理委員会)

第20条 危機管理委員会はJTUの活動におけるリスク回避及び損失の最小化に関する事項について分掌する。

(第三者委員会)

第21条 第三者委員会は、JTUの運営及び大会及び関連行事開催において発生した問題に関し、JTU及び問題の当事者との間に利害のない第三者による検証について分掌する。

(調査委員会)

第22条 調査委員会は、JTU理事会からの依頼により、JTUに係る事項及びトライアスロン等の大会で発生した事故に関する事項について分掌する。

(指導者養成委員会)

第23条 指導者養成委員会はトライアスロン等の指導者の拡大及び資質の向上に関する

事項について分掌する。

(コーチ委員会)

第24条 コーチ委員会は、トライアスロン等のコーチの育成や、パフォーマンスに関する問題改善、競技発展に関する事項について分掌する。

(情報戦略・医科学委員会)

第25条 情報戦略・医科学委員会はトライアスロン等の情報戦略、医科学に関する事項のうち、メディカル委員会に属しないものについて分掌する。

(トータルサポート委員会)

第26条 トータルサポート委員会はトライアスロン等に関するマテリアル、メカニック、トレーナーに関する事項について分掌する。

(日本代表選考規程策定委員会)

第27条 日本代表選考規程策定委員会は、JTU 理事会からの依頼により、オリンピック等の選考に関わる規程、基準に関する事項について分掌する。

(日本代表選手選考委員会)

第28条 日本代表選手選考委員会は、JTU 理事会からの依頼により、オリンピック等への代表選手選考に関わる事項について分掌する。

(セミナー・フォーラム委員会)

第29条 セミナー・フォーラム委員会は、大会以外のトライアスロン競技の普及進行を目的としたセミナー等のイベント事業に関する事項について分掌する。

(コンプライアンス委員会)

第30条 コンプライアンス委員会は、JTU の普及と強化活動における関係者の倫理コンプライアンスに関する事項の啓発推進について分掌する。

(EDI 委員会)

第31条 EDI 委員会は、事業運営における平等性(Equity)、多様性(Diversity)、共生調和(Inclusion) の普及や啓発に関する事項について分掌する。

第3章 チーム

(チーム)

第32条 JTU は専門委員会相互の連携を図るため、理事会の承認を得てチームを置くことができる。

(チームの構成)

第32条 チームはチームリーダー1名、コーリーダー2名以下及びチーム委員5名以上15名以下で構成する。

2 チームリーダー、コーリーダー及びチーム委員は理事会の決議に基づき、会長が委嘱する。

3 チームの委員は他のチーム及び専門委員の委員を兼務することができる。

4 チームリーダーは理事会においてチームの活動について報告しなければならない。

(チームの設置)

第33条 JTU は第31条の規定に係わらず、次の各号のチームを設置する。(1) 強化チーム (2) オリンピック対策チーム (3) パラリンピック対策チーム (4) マルチスポーツ対策チーム

(強化チーム)

第34条 強化チームは、強化全体の運営に関する事項について分掌する。

(オリンピック対策チーム)

第35条 オリンピック対策チームは、オリンピックにおけるトライアスロン等及びオリンピックナショナルチームに関する事項について分掌する。

(パラリンピック対策チーム)

第36条 パラリンピック対策チームは、パラリンピックにおけるトライアスロン等及びパラリンピックナショナルチームに関する事項について分掌する。

(マルチスポーツ対策チーム)

第37条 マルチスポーツ対策チームは、トライアスロン等のマルチスポーツ(関連複合競技)の普及及び強化に関する事項のうち、他の専門委員会に属しないロングディスタンストライアスロン、アイアンマン、デュアスロン、アクアスロン、アクアバイク、クロストライアスロン、ウイ<資料2-1>ンタートライアスロン等について分掌する。

第4章 雑則

(改廃)

第38条 本規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

(委任)

第39条 この規程の運用に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

1. この規程は、2015年(平成27年)9月29日から施行する。
2. 2017年(平成29年)3月24日改定
3. 2019年(平成30年)3月23日改定(第7条、第28条、第29条、第30条)
4. 2021年(令和3年)4月1日改定(第7条、第24条、第27条、第28条、第29条、第30条、第31条)

=以上=